

## 所得税の確定申告に必要な書類は？

「これだけはお忘れなく」

○給与などのある方は、「源泉徴収票」

○医療費控除を受ける方は、「支払った医療費の領収書・明細書、保険などで補てんされる金額の明細書」

○生命保険料控除のある方は、「支払保険料の証明書」

○損害保険料控除のある方は、「支払保険料の証明書」

○住宅ローン控除を受ける方は、「登記簿謄本」、「住民票の写し」、「売買契約書の写し」

又は「請負契約書の写し」、「住宅取得資金に係る借入金

の年末残高等証明書」

○税務署から送付された申告書をお持ちの方は、その「申告書」と「印鑑」

**税金は期限内に納めましょう**  
期限を過ぎると...

延滞税がかかったり、差押処分等により社会的信用を失ったり、さまざまな不利な事態が起きます。

うっかり期限をお忘れにならないようご注意ください。

## 所得税の主な改正点

### 1 青色申告特別控除額が引き上げられました。

改正前	→	改正後
45万円	→	55万円

### 2 扶養控除額の割増特例が廃止されました。

年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の額の割増特例が廃止されました。

扶養親族の区分	改正前	→	改正後
年少扶養親族(16歳未満)	48万円	→	38万円

今年も定率減税(20%)が実施されます。【上限25万円】

## 《にせ税理士にご注意を》

確定申告の際に、税金の申告手続きなどを税理士に依頼する場合には、正規の税理士であるかどうかをよく確かめてください。

税理士の資格がない人が、納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談を行うことは法律で禁止されています。

このような「にせ税理士」は法律に違反するだけでなく依頼した人に不測の損害を与える結果となる場合がありますのでご注意ください。

## 平成13年度 町県民税申告相談受付日程表

- ※なるべく、指定日に来てください。
- ※指定日に来られない人は、他の自治会指定日の午後3時30分よりご利用ください。
- ※3月4日(日)は勤務の都合等で平日に来られない人のみを対象とします。
- ※農業所得のある人は、「申告の手引き」の収支内訳書を記入され、持参してください。

月 日	曜	会 場	午前 9 時 ～12時	午後 1 時 ～ 4 時
2月16日	金	役場 2 階 会議室	亀 山 亀山団地	大内山上
2月19日	月	役場 2 階 会議室	大内山下	古市下
2月20日	火	役場 2 階 会議室	黄波戸口 1～2班	黄波戸口 3～4班
2月21日	水	役場 2 階 会議室	向田・北山 ・雨乞	新 町
2月22日	木	役場 2 階 会議室	長 行 1～3班	長行4～5班 炭 床
2月23日	金	役場 2 階 会議室	畑 真 口	上 城
2月26日	月	役場 2 階 会議室	川 原	一 円
2月27日	火	役場 2 階 会議室	東坂本	原小路 小野地
2月28日	水	役場 2 階 会議室	堀 田 農士園	国 広 新 市
3月2日	金	役場 2 階 会議室	中 村 1～5班	中村6～7班 西坂本
3月4日	日	役場 2 階 会議室	勤務の都合等で平日 に来られない人のみ	
3月5日	月	役場 2 階 会議室	狩 宿 野田北	古市上 野田南
3月7日	水	漁村 センター	矢ヶ浦 茅 刈	黄波戸 1～7班
3月8日	木	漁村 センター	長 崎	黄波戸 8～15班
3月9日	金	漁村 センター	黄波戸 16～24班	神田校区 予備日